保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度の見直しについては、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、必要な法整備を行い、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を実施するための所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市 自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

(2) 生活困窮者自立支援制度を円滑に運営するためには、相当の財源とマンパワーを要することや、関係機関の機能と役割の整理が必要であること等から、本格施行に向けた詳細の検討に当たっては、都市自治体をはじめ、現場を担う社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等の関係者と丁寧に協議を行い、その意見を十分反映すること。

また、制度を円滑に施行し、生活困窮者が必要な支援を受けることができるよう、国民や都市自治体等の関係者に対し、十分な周知を図ること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障する ナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきで あること。

なお、それまでの間、急激な受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、 十分な財政措置を講じること。

また、きめ細かい支援を行うため、ケースワーカー等の配置基準を見直すこと。

- (4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。また、被保護世帯の 冷房機器の購入に当たっては、保護費以外の収入の有無により対応に相違がない よう制度を見直すこと。
- (5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (6) 被保護者の家庭裁判所への成年後見申立に要する費用等について、生活保護法

- の支給対象とすること。
- (7) 生活保護事務について、都市自治体が訴訟を受けた際の費用を助成すること。
- (8) 生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響が市民生活に及ぶことがないよう必要な措置を講じること。
- 2. 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。
- 3. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早急に見直すとともに、認定に係る審査をより一層速やかに行うよう努めること。
- 4. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。
- 5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。